

## 教育委員会協議会議題

平成19年5月28日

### 1 報告事項

(1) 教職員の不祥事について (2件) (学校教育課)

(2) 教職員の不祥事に対する損害賠償の和解について (資料1 学校教育課)

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例(昭和41年小田原市条例第34号)の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成19年5月18日提出

小田原市長 小澤 良 明

和解について

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 1 専決処分年月日         | 平成19年4月27日          |
| 2 損害賠償額           | 200,000円            |
| 3 当事者             |                     |
| (1) 原告            | 市立中学校元生徒            |
| (2) 原告法定代理人(原告の父) | 小田原市内               |
| 同 (原告の母)          | 小田原市内               |
| (3) 被告            | 小田原市荻窪300番地<br>小田原市 |
| (4) 利害関係人         | 小田原市立中学校教員          |

4 概要

平成15年3月3日に起きた市立中学校教員による元生徒(当時中学1年生)への体罰を機に、元生徒は卒業までの2年間にわたり不登校を繰り返し、このことについて、横浜地方裁判所小田原支部平成18年(ワ)第459号損害賠償請求事件として係争中であったが、裁判の過程において、元生徒(原告)、小田原市(被告)及び教員(利害関係人)との間で和解が成立した。

5 和解の要旨

被告は、原告に対し、本件の損害賠償金として金200,000円を支払う。